

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

告示	ページ
○介護保険法による指定市町村事務受託法人の指定(二六三・長寿社会課).....	1
○土地収用事件の審理の開始(一六).....	3
○秋田県労働委員会のあつせん員候補者の氏名、閥歴等(三).....	2
○教育委員会会議の開催(一一・教育庁総務課).....	2
○秋田県労働委員会のあつせん員候補者の氏名、閥歴等(三).....	2
○土地収用事件の審理の開始(一六).....	3
○土地収用事件の審理の開始(一六).....	3

告 示

○土地収用事件の審理開始の公示による通知..... 3

その他

○秋田県知事の委任に係る平成二十年度宅地建物取引主任者資格試験の実施..... 3

秋田県告示第二百六十三号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四条の二に規定する指定市町村事務受託法人を指定したので、同法令第十一条の規定に基づき、公示する。
平成二十年六月六日
秋田県知事 寺田 典城

名 称	所 在 地	申請者及び代表者	申請者所在地	指 定 年 月 日	受託事務の種類	居宅サービス等の提供有無
長谷川医療院居宅介護支援センター	男鹿市船川港船川字新浜町二十六番地二	医療法人 幸佑会 理事長 長谷川 幸 弘	男鹿市船川港船川字新浜町二十六番地二	平成二十年六月一日	要介護認定調査	有

秋田県告示第二百六十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成二十年六月六日

- 秋田県知事 寺田 典城
- 一 土地区画整理事業の名称
横手市中田地区土地区画整理事業
 - 二 施行地区
横手市婦気大堤字中田及び字田久保下の各一部
 - 三 施行認可の年月日
平成十年三月十日
 - 四 施行者の氏名
イオン株式会社 代表執行役 岡 田 元 也
 - 五 事業施行期間
平成十年三月十日から平成二十年九月三十日まで
 - 六 終了認可の年月日
平成二十年五月二十九日

秋田県告示第二百六十五号

水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項の規定により、浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、その区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり公表する。
平成二十年六月六日

- 秋田県知事 寺田 典城
- 一 浸水想定区域を指定した河川の名称
一級河川芥内川、一級河川窪堰川、一級河川川口川、一級河川矢島川
 - 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり
(次の図は、省略し、その図面を建設交通部河川砂防課、仙北地域振興局建設部に備え置いて閲覧に供する。)
- 秋田県告示第二百六十六号
水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十六条第一項の規定により、知事が水防警報をする河川を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十年六月六日 秋田県知事 寺田 典城

河川名	指 定 区 間
下内川	(左岸) 大館市白沢字白沢地先中の渡橋から大館市沼館字飽土地先長木川合流点まで (右岸) 大館市白沢字白沢地先中の渡橋から大館市沼館字飽土地先長木川合流点まで
猿田川	(左岸) 秋田市仁井田字福島地先から秋田市卸町二丁目一番地先太平洋合流点まで (右岸) 秋田市仁井田字福島地先から秋田市牛島西一丁目五番地先太平洋合流点まで
芥内川	(左岸) 大仙市清水字金鎧地先坂ノ上橋から大仙市長野字小豆田地先玉川合流点まで (右岸) 大仙市豊川字坂ノ上川端地先坂ノ上橋から大仙市長野字中川原地先玉川合流

米塚一成	労働者委員 ジエイ・エイ・エム北東北顧問	氏名	阿部讓二	職	公益委員(会長) 弁護士	業	秋田弁護士会会長	歴	昭和六十三年一月二十六日	委嘱年月日	昭和六十三年一月二十六日
阿部康夫	労働者委員 全日通労働組合秋田支部執行委員長	氏名	古田重明	職	公益委員(会長代理) ノースアジア大学教授	業	秋田経済法科大学法学部長	歴	昭和五十九年十二月十二日	委嘱年月日	昭和五十九年十二月十二日
工藤雅志	労働者委員 日本労働組合総連合会秋田県連合会会長	氏名	小西尚志	職	公益委員 秋田大学名誉教授	業	秋田大学教育文化学部教授	歴	平成六年十二月一日	委嘱年月日	平成六年十二月一日
古谷薫	公益委員 弁護士	氏名	湊貴美男	職	公益委員 弁護士	業	秋田弁護士会会長	歴	平成十二年十二月一日	委嘱年月日	平成十二年十二月一日
阿部康夫	労働者委員 全日通労働組合秋田支部執行委員長	氏名	古谷薫	職	公益委員 弁護士	業	秋田弁護士会副会長	歴	平成十二年十二月一日	委嘱年月日	平成十二年十二月一日
米塚一成	労働者委員 ジエイ・エイ・エム北東北顧問	氏名	阿部康夫	職	労働者委員 全日通労働組合秋田支部執行委員長	業	全日通労働組合秋田支部書記長	歴	平成十年十二月一日	委嘱年月日	平成十年十二月一日
		氏名	ジエイ・エイ・エム秋田執行委員長	職		業		歴	平成十六年十二月一日	委嘱年月日	平成十六年十二月一日

窪堰川	(左岸) 大仙市高関上郷字鳥谷場地先半在家橋から大仙市戸地谷地先丸子川合流点まで (右岸) 大仙市高関上郷字下関根地先半在家橋から大仙市大花町地先丸子川合流点まで	点まで
川口川	(左岸) 大仙市板見内蛇塚地先八景橋から大仙市堀見内字元田茂木地先丸子川合流点まで (右岸) 大仙市板見内二合田地先八景橋から大仙市戸地谷字天ヶ沢地先丸子川合流点まで	
矢島川	(左岸) 美郷町本堂城回字一本杉地先から大仙市高梨字車瀬地先丸子川合流点まで (右岸) 美郷町本堂城回字一本杉地先から大仙市堀見内字藍野地先丸子川合流点まで	

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十一号
次のとおり教育委員会会議を開催する。

名称	所在地	指定病床	指定期間
医療法人興生会 横手興生病院	横手市根岸町八一床 番二十一号		平成二十年六月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県知事 寺田典城
平成二十年六月六日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十三条の四第一項の規定により、次のとおり応急入院指定病院を指定したので、公告する。

労働委員会告示

秋田県労働委員会告示第三号
労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、秋田県労働委員会のあるん員候補者の氏名、閏歴等を次のとおり公示する。

平成二十年六月六日
秋田県労働委員会会長 阿部讓二

平成二十年六月六日
秋田県教育委員会委員長 伊藤美津子

- 一 日時 平成二十年六月十二日 午後二時
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件
 - (一) 校長の人事異動に係る専決処分
 - (二) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告
 - (三) 秋田県立博物館協議会委員の任命について
 - (四) その他

伊藤 雅夫	三浦 義秀	小宅 鍊	吉田 和枝	三浦 潔	伊藤 博	高橋 庄四郎	宇佐美 豊	清水 尚子
秋田県労働委員会事務局審査調整課長	秋田県労働委員会事務局局長	使用者委員 北光金属工業(株)代表取締役社長	使用者委員 吉田興業(株)代表取締役社長	使用者委員 秋田三菱自動車販売(株)取締役社長	使用者委員 秋田中央交通(株)専務取締役	使用者委員 (財)秋田県経営者協会専務理事	労働者委員 秋田県東北電力総連会長	労働者委員 ポートピア河辺労働組合執行委員長
秋田県教育庁総務課総合調整主幹	秋田県出納局参事兼会計管財課長	北光金属工業(株)取締役副社長	吉田興業(株)取締役	秋田三菱自動車販売(株)専務取締役	秋田中央交通(株)常務取締役	(財)秋田経済研究所専務理事	東北電力労働組合秋田県本部委員長	日本労働組合総連合会秋田県連合会女性委員会副委員長
平成二十年四月二十二日	平成二十年四月二十二日	平成二十年五月二十七日	平成十六年十二月一日	平成十四年十二月一日	平成十三年九月二十五日	平成十四年十二月一日	平成十八年十二月一日	平成十五年十二月一日

収用委員会告示

秋田県収用委員会告示第六号

秋田県収用委員会は、起業者国土交通大臣から平成二十年三月七日に申請のあった一級河川米代川水系小又川森吉山ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則(昭和五十一年秋田県収用委員会告示第一号)第六条の規定に基づき、公告する。

平成二十年六月六日

- 一 審理開始の期日 秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一
平成二十年九月二十四日 午後二時三十分
- 二 審理開始の場所 秋田市山王四丁目二番三号 秋田県市町村会館五階 大会議室

収用委員会の公示による通知

収用委員会の公示による通知

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとお

り公示による通知を行う。

なお、通知書は、当収用委員会事務局(秋田県建設交通部建設管理課)に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成二十年六月二十七日をもってその通知があつたものとみなされる。

平成二十年六月六日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

- 一 事件名 一級河川米代川水系小又川森吉山ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事
- 二 通知書の名称 平成二十年五月二十七日付け秋収委一三三八「審理の開始について(通知)」
- 三 通知を受けるべき者 秋田県北秋田市森吉字二重鳥九十七番及び九十八番の土地の所有者 森田ツヤ 住所不明 ただし、住民登録上の住所は、北海道石狩市厚田区厚田十一番地二十二

その他の

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第十六条

の二第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成二十年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成二十年六月六日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 望 月 薫 雄

- 一 試験の日時 平成二十年十月十九日(日)午後一時から午後三時まで
ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(宅地建物取引業法施行規則第十条の五第六号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。)については、午後一時十分から午後三時まで
- 二 試験の場所 試験申込み受付の際、指定する。
- 三 試験の内容 おおむね次の事項について行う。
(一) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
(二) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

(三) 土地及び建物についての法令上の制限に関する事
 (四) 宅地及び建物についての税に関する法令に関する事
 (五) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関する事
 (六) 宅地及び建物の価格の評定に関する事
 (七) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関する事
 ただし、登録講習修了者については、前記(一)及び(五)に掲げる事項に関する問題を免除する。
 なお、出題する法令については、平成二十年四月一日において施行されているものによる。

四 試験の方法及び出題数
 (一) 方法 四肢択一式の筆記試験による。
 (二) 出題数 五十問
 ただし、登録講習修了者については、四十五問とする。

五 受験申込み
 (一) インターネットによる申込み
 ア 試験案内の掲載
 (ア) 期間 平成二十年七月一日(火)から同月十五日(火)まで
 (イ) 場所 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ
 (http://www.reitoo.jp)
 イ 申込期間 平成二十年七月一日(火)午前九時三十分から同月十五日(火)午後九時五十九分まで
 ウ 申込方法 (ア) 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ (http://www.reitoo.jp) にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む)を入力する。
 (イ) 顔写真ファイル(平成二十年四月一日以降に撮影した無帽、正面向き、無背景でJPEG形式のもの)を添付する。

エ 受験手数料
 (ア) 額 七千円
 (イ) 納付方法 財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する

こと。
 なお、事務手数料は、本人の負担とする。

(二) 郵送による申込み
 ア 試験案内及び受験申込書の交付
 (ア) 期間 平成二十年七月一日(火)から同月三十一日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く)
 (イ) 場所 社団法人秋田県宅地建物取引業協会本部及び同協会各支部、秋田県建設交通部建築住宅課及び各地域振興局建設部建築課
 イ 受験申込書の受付期間 平成二十年七月一日(火)から同月三十一日(木)までの消印があるものに限り受け付ける。
 ウ 受験申込みに必要な書類
 (ア) 受験申込書(五(二)エイにより納付した受験手数料に係る受験手数料納入済を証する振替払込受付証明書又は銀行振込受付証明書を貼ったもの)
 (イ) 顔写真一枚(平成二十年四月一日以降に撮影した無帽、正面向き、無背景の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが三・二センチメートル以上三・六センチメートル以下の大きさのもの)
 (ウ) 登録講習修了者については、前記(ア)及び(イ)に加えて登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)

エ 受験手数料
 (ア) 額 七千円
 (イ) 納付方法 受験申込み前に、所定の振替用紙又は銀行振込用紙により、ゆうちょ銀行(郵便局)又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと。
 なお、払込手数料は、本人の負担とする。
 オ 郵送先及び郵送方法 社団法人秋田県宅地建物取引業協会あて、配達記録郵便で申し込むこと。

六 合格者の発表
 (一) 発表の期日 平成二十年十二月三日(水)

(二) 発表の方法 社団法人秋田県宅地建物取引業協会に合格者名を掲示し、及び秋田県公報に登載するとともに、合格者には合格証書を送付する。
 七 試験についての問い合わせ先 社団法人秋田県宅地建物取引業協会(電話〇一八―八六五一―六七二)

発行者 秋 田 県
 秋田市山王四丁目一番一号
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(83)八七六六 F A X(83)〇〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄